

インターネットで医療費控除の申請が可能です

国税電子納税・申告システム「e-Tax」を利用すると、インターネット上で**医療費控除**の申請が可能です。

「e-tax」に対応した医療費データを「Pep Up」からダウンロードすると、申請時に入力の手間を省くことができます。

医療費控除とは？

医療費控除とは、1年の間に本人および生計を一にする家族のために支払った医療費が一定額を超えるときに、受けることができる所得控除です。

支払った医療費の総額が10万円を超える場合などが適用になります。詳しい条件や対象となる医療費は以下の国税庁のホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

医療費データダウンロード手順 1/3

①以下のURLから「Pep Up」にログインします。

https://pepup.life/users/sign_in



The image shows the login page for the PepUp service. At the top left is the PepUp logo. The main content area is a white box with the PepUp logo at the top. Below the logo, there are two input fields: one for the email address and one for the password. The email field is labeled 'Eメールアドレス:' and the password field is labeled 'パスワード:'. Below the password field, there is a link for 'パスワードをお忘れの場合' (If you forgot your password). At the bottom of the box, there is a blue 'ログイン' (Login) button and a checkbox labeled 'ログイン状態を保持する' (Keep me logged in).

PepUp.

Eメールアドレス:

登録したEメールアドレス

パスワード:

8文字以上のパスワード

パスワードをお忘れの場合

ログイン

☐ ログイン状態を保持する

医療費データダウンロード手順 2/3

②メニューから「医療費・給付金」を選択し、クリックします。



③「国税電信申告(e-Tax)用医療費データのダウンロード」から、申請が必要な年度をクリックすると、データをダウンロードします。

※こちらのデータはe-Taxソフトでのみ読み込みが可能です。e-Taxを利用した申請方法の詳細は、こちらをご確認ください <http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>

国税電子申告(e-Tax)用データのダウンロード

2017年診療分 900円 (未確定) [\[ダウンロード\]](#)

国税電子申告システム(e-Tax)での医療費控除申請を行う際に、こちらからダウンロードした「医療費通知」データ (XML 形式) を添付書類として提出することができます。

医療費控除の詳細については医療費を支払ったとき (医療費控除) をご覧ください。

国税庁の確定申告書等作成コーナーでも、「医療費通知」データ (XML 形式) を利用して確定申告書を作成することができます。

ただし、作成した確定申告書を印刷して書面により税務署に提出する場合は、別途領収書を保存 (確定申告期限等から5年間) するか、「医療費通知」 (書面) を確定申告書に添付して提出する必要があります。

■注意事項

- 病院を受診してから3~4ヶ月ほど反映にお時間をいただいております。
- そのため、申請時にデータの内容を確認いただき、不足分はご自身で「医療費控除の明細書」に記入いただく必要がございます。
- また過院費など、病院の窓口で支払った額以外についても、別途ご自身で記入ください。
- 医療費控除の対象となる費用についてはこちらをご覧ください。
- 同一医療機関での医療費と食事療養費を合算して表示している場合がございます。
- 一部医療機関名が記載されていないデータが含まれている場合がございます。
- 医療機関名が表示されていないデータについては医療費控除に関する手続について (Q & A) の13をご確認の上、ご自身でご記入ください。
- 健康保険組合、自治体、保険会社からの給付金の記載はございません。
- そのため、給付金を受給した場合には「支払った医療費の額」から給付金の額を差し引いて、申請いただくようお願いいたします。
- 給付金の例：保険会社からの保険金、公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費
- 医療費控除についてご質問がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

医療費データを使用する際の注意点

- Pep Up上でダウンロード可能な医療費データは、病院を受診してから3～4ヶ月ほど反映にお時間をいただいております。そのため、申請時にデータの内容を確認いただき、不足分はご自身で記入いただく必要がございます。また通院費など、病院の窓口で支払った額以外についても、別途ご自身で記入ください。
※医療費控除の対象となる費用については以下をご覧ください
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>
- Pep Up上でダウンロード可能な医療費データにて、医療費と食事療養費を合算して表示している場合がございます。
- Pep Up上でダウンロード可能な医療費データ内には、健康保険組合、自治体、保険会社からの給付金の記載はございません。そのため、給付金を受給した場合には「支払った医療費の額」から給付金の額を差し引いて、申請いただくようお願いいたします。
※給付金の例: 保険会社からの保険金、公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費
- 医療費控除についてご質問がある場合には、最寄りの**税務署**までお問い合わせください。